

令和 5 年

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

奈良市農業委員会

奈良市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月14日

奈良市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が平成28年4月1日に施行され農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

奈良市においては、平坦地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域に応じた取組みを検討する必要がある。平坦地では市街化が急速に進行している地域があり中山間地域では有害鳥獣の急激な増加により収穫に被害を受けて農業経営が困難な状況に追い込まれている。また共通の課題として高齢化や低収益等による後継者不足で耕作放棄地が増加し、地域農業は厳しい状況にある。

特に、中山間では遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目的として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

そのような中で地域の特徴を活かした農業の促進を図るために法第7条の規定に基づき、奈良市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は、令和10年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

区 分	管内の農地面積 (A) ha	遊休農地面積 (B) ha	遊休農地の割合 (B/A) %
現 状 (令和5年3月)	2,640	22.2	0.84
3年後の目標 (令和8年3月)	2,640	19.2	0.73
目 標 (令和11年3月)	2,640	16.2	0.61

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

※2 遊休農地面積は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の面積

※3 目標設定の考え方

働きかけにより毎年 1 ha を解消する

全体として毎年0.04%の遊休農地の割合を減少させる

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による利用状況調査と農地法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

○ 現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④遊休農地対策のPR活動

○ 遊休農地解消モデル事業等を実施し、広報誌等で解消に向けた啓発を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

区 分	管内の農地面積 (A) ha	集積面積 (B) ha	集積の割合 (B/A) %
現 状 (令和4年3月)	2,640	834	31.6
3年後の目標 (令和8年3月)	2,640	870	33.0
目 標 (令和11年3月)	2,640	906	34.3

※1

集積面積は、担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積

※2 目標設定の考え方：働きかけにより毎年 12 haを新規集積する

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、奈良市及び農地中間管理機構、農協等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地の把握

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地情報の共有

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等について調査を行い、農地中間管理事業の活用を推進するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

②農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

③担い手支援活動の推進

○ 経営規模拡大を志す担い手への農地相談、地域での話し合いを通じて、支援体制の構築に努める。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数 (人) (取得面積)
現 状 (令和5年3月)	2 (0.9ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	8 (1.8ha)
目 標 (令和11年3月)	14 (2.7ha)

※1 目標設定の考え方：活動計画の単年度の新規参入者目標 (年2経営体) の積み上げ。

※2 取得面積は、各年の新規参入者が新たに権利取得する面積。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○ 奈良県及び奈良県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②企業参入の推進について

○ 農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

○ 新規就農者への声かけを積極的に行い、地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割（見守り活動）を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

奈良市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、奈良市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力